医療保険制度改革に関する意見書(概要版)

平成 17年 4月 全国市長会

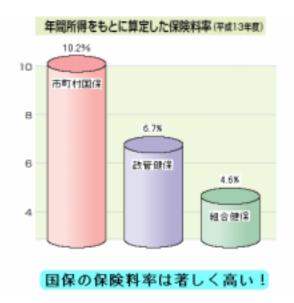
1 国保制度の現状と課題 国保の構造的問題

国保は、被用者保険に属さないすべての人を対象としている ため、高齢者や職についていない人が集中するという構造的 な問題を抱えています。



国保は、被用者保険と比較すると、高齢者が多いなどの理由から、一人当たりの医療費が高く、加入者の所得額に対する保険料負担率が著しく高くなっています。

加入者平均年齡(平成13年度) (注)()内は70歳以上の名を除いた場合 60 52.5歳 50 (43.5歳) 40 37.2歳 34.0歳 (32.8歳) (34.8)(4) 市町村国保 30 政管健保 組合健保 20 国保加入者の平均年齢は高い!



一般会計からの巨額の繰入れ

本来、国保の運営は、保険料と国庫負担金で賄われるべきですが、保険料率は既に限界に達しているため、多くの市町村では、 やむを得ず一般会計から国保特別会計に巨額の繰入れを行い、 財政破綻を凌いでいる実態にあります。

一般会計繰入金の年次推移(市町村分)

(単位:億円)

	法定分							
年 度	保険基盤 安定繰入金	基準超過 费用	職員 給与費等	出産育児 一時金等	財政安定化 支援事業	小計	法定外分	合 計
平成5年度	1,110	25	1,085	317	825	3,362	2,352	5,714
6年度	1,183	22	1,145	363	969	3,681	2,585	6,266
7年度	1,282	17	1,201	403	1,140	4,043	2,916	6,960
8年度	1,602	14	1,230	409	1,212	4,467	3,108	7,575
9年度	1,777	20	1,295	405	1,270	4,766	2,864	7,631
10年度	1,948	36	1,381	418	1,124	4,907	3,060	7,967
11年度	2,152	33	1,447	421	1,197	5,250	3,305	8,555
12年度	2,482	32	1,589	441	1,291	5,835	3,197	9,032
13年度	2,718	32	1,607	448	1,063	5,868	3,465	9,333
14年度	2,940	18	1,663	453	1,063	6,137	3,680	9,817
15年度	4,023	19	1,637	449	1,004	7,132	3,831	10,963

(注)厚生労働省資料による。

平成15年度における赤字繰入額は、全国ベースで約3,830億 円に達しています。

それにもかかわらず、単年度収支で見た場合、国保全保険者の うちの約4分の3が、一般会計からの繰入れを行っても、なお赤字 となっています。

2 医療保険制度の一本化

給付と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたって国民皆保険体制を維持するためには、「国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化」を実現する必要があります。

3 市町村が後期高齢者医療制度の保険者を担うことは到底困難

全国市長会としては、平成15年3月に閣議決定された医療保険制度体系等に 関する基本方針の趣旨を、上記「医療保険制度への一本化」に至る道筋と位置 付けています。

国が検討している高齢者医療制度のうち、75歳以上の後期高齢者については、 新たな保険者を国が担うのであれば、「医療保険制度への一本化」に至る道筋 と位置付けられないこともありません。

現在、国保・介護保険の両保険者として、極めて深刻な財政運営に直面している市町村が、第三の保険として後期高齢者医療制度の保険者を担うことは到底困難です。

4 一本化が実現するまでの間の財政調整

医療保険制度の一本化を直ちに実現することが困難であるとするならば、国は、将来の一本化を見据えつつ、以下の諸方策を講じることを提案します。



当面の措置として、現行の組織の枠組みを維持しながら、一本化の理念である「公平な給付と負担」の実現を図るべく、制度間の財政格差を是正するための財政調整の仕組みを導入する必要があります。

財政調整の要因

財政調整の仕組みの導入に当たっては、保険者の責任に帰さない「年齢構成」と「所得状況」を調整の要因とします。

年齢構成の違いから生じる保険給付費の格差や、保険料負担能力の違いから生 じる保険料収入の格差は、各保険者の自助努力で解消できるものではないため、 財政調整を行うこととします。

なお、財政調整の仕組みの導入に当たり、国保における財政調整措置の整理・ 拡充を図るとともに、国保保険料(税)の賦課方式等の統一化に向けて見直し ていく必要があります。

5 国保の財政基盤強化のための緊急措置

国は、国民が等しく必要な医療を受けられる国民皆保険体制を維持する責任を有していることから、国保制度の危機脱却を図るため、緊急措置として、既存の財政基盤の大幅な拡充、国保の安定的運営のために行っている一般会計からの繰入れに対する財政措置等、国保の財政基盤強化のための抜本的な対策を講じる必要があります。

6 低所得者対策

近年の低所得者の増加は、国保財政に極めて深刻な影響を与えています。この問題は、保険者の責任によるものではないことから、国は、低所得者対策確立のための方策を検討・推進し、財政措置を講じ、国保の基盤強化を図る必要があります。

7 医療費の適正化

国民医療費は、高齢者医療費を中心として大幅な増加が見込まれることから、より実効性のある医療費の適正化策を検討する必要があります。